

千葉県報

号外
令和5年3月31日

号外第33号

千葉県報

令和5年3月31日(金曜日)

主要目次

- 規則 千葉県立県民の森管理規則の一部を改正する規則 一
- 規則 森林法施行細則の一部を改正する規則 一
- 告示 千葉県土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 二
- 告示 千葉県漁業調整委員会告示 二
- 告示 千葉県漁業調整委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示 二
- 告示 千葉県海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報に関する規程を廃止する告示 三
- 告示 千葉県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示 三
- 告示 千葉県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報に関する規程を廃止する告示 三
- 告示 千葉県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報に関する規程を廃止する告示 四

規則

千葉県立県民の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十八号

千葉県立県民の森管理規則の一部を改正する規則

千葉県立県民の森管理規則（昭和四十六年千葉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「千葉県立県民の森許可申請書」を「千葉県立県民の森（販売・案内・写真撮影等）許可申請書」に改める。

第十三条第一項中「十瀬河川」を「十瀬河川」を

「十瀬河川」を「十瀬河川」を

「十瀬河川」に改める。

別記第一号様式中「㊸」を削り、同様式の注を削る。

別記第二号様式中「㊸」を削る。
別記第三号様式中「㊸」を削り、同様式の注を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十九号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（平成二十二年千葉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項及び第二項中「第四条」を「第四条第一号」に改め、同条第三項中「第四条第一号」を「第四条第二号」に改め、同項第十三号中「の設計」を「（仮設の防災施設等を設置する場合にあっては、当該仮設の防災施設等を含む。）の設計」に改め、同項中第二十五号を削り、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。
二十二 防災施設等の維持管理計画書

第二条第四項中「第二十四号」を「第二十五号」に改め、同条第五項中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同条第六項中「第三項第二十五号及び第二十七号」を「第三項第二十七号」に改め、「及び中欄」を削り、同項の表を次のように改める。

個人	書類
住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、所得税に関する納税証明書、事業実施体制を示す書類並びに工事経歴書	
法人	定款又は寄附行為、登記事項証明書、建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、法人税に関する納税証明書、事業実施体制を示す書類及び工事経歴書
法人でない団体	代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、事業実施体制を示す書類、財務諸表等（申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該
工事施工者	

団体の財務の状況を明らかにすることができる書類をいう。以下同じ。並びに工事経歴書

第二条第八項中「第四条第二号」を「第四条第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

9 省令第四条第六号の書類は、次の表の上欄に掲げる申請者（法第十条の二第一項の許可を受けようとする者をいう。）の区分に応じ、同表の下欄に定める書類とする。

申請者	書類
個人	所得税に関する納税証明書及び事業経歴書
法人	定款又は寄附行為、財務諸表等、法人税に関する納税証明書、事業経歴書及び印鑑登録証明書
法人でない	財務諸表等及び事業経歴書
団体	

別記第六号様式中「~~申請経歴書~~」を「~~申請経歴書~~」に改め、同様式の注1中「~~申請経歴書~~」を「~~申請経歴書~~」に改め、同様式の注2中「~~防犯工事~~」の次に「（仮設の防災施設設置に関するものを除く。）」を加える。

別記第八号様式中「~~申請経歴書~~」を「~~申請経歴書~~」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の森林法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告

示

千葉県土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第百六十二号

千葉県土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県土地改良事業補助金交付要綱（昭和五十九年千葉県告示第八百十五号）の一部を次のように改正する。

別表十三の項農業基盤整備促進事業の目農業水路等長寿命化・防災減災事業の節中「定額」の下に「。ただし、知事が別に定める額を上限とする。」を加え、「総事業費五千万円以上一億円未満のものについては当該事業費の九十二パーセント（振興山村、半島振興

対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行う事業の場合にあつては、九十七パーセント）以内、総事業費八百万円以上五千万円未満のものについては」を削る。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

千葉県海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県海区漁業調整委員会会長 石井 春 人

千葉県海区漁業調整委員会告示第二号

千葉県海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

千葉県海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程（平成十三年千葉県海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県海区漁業調整委員会行政文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県海区漁業調整委員会会長 石井 春 人

千葉県海区漁業調整委員会告示第三号

千葉県海区漁業調整委員会行政文書管理規程の一部を改正する告示

千葉県海区漁業調整委員会行政文書管理規程（平成十三年千葉県海区漁業調整委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ただし書中「次に掲げる」を「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、同号イ及びロを削る。

第十一条第四項第二号中「千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号）」を「個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第二十二條第一項、第三十四條第一項又は第四十三條第

一項」を「同法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第二百二条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に千葉県漁業調整委員会行政文書管理規程(以下「規程」という。)第二条第三号に規定する職員(以下「職員」という。)が職務上作成した同号に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして千葉県漁業調整委員会が保有しているもの(改正前の規程第二条第三号に掲げるものに限る。)は、改正後の規程第二条第三号に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報保護の保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号)附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があつた改正前の規程第二条第三号に規定する行政文書を含む規程第十条の二第一項に規定する簿冊等については、改正後の規程第十一条第四項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県漁業調整委員会が取り扱う個人情報に関する規程を廃止する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県漁業調整委員会会長 石井 春 人

千葉県漁業調整委員会告示第四号

千葉県漁業調整委員会が取り扱う個人情報に関する規程を廃止する告示

千葉県漁業調整委員会が取り扱う個人情報に関する規程(平成五年千葉県漁業調整委員会告示第二号)は、廃止する。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

千葉県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 粕谷 清

千葉県内水面漁場管理委員会告示第三号

千葉県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改

正する告示

千葉県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程(平成十三年千葉県内水面漁場管理委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県内水面漁場管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 粕谷 清

千葉県内水面漁場管理委員会告示第四号

千葉県内水面漁場管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する告示

千葉県内水面漁場管理委員会行政文書管理規程(平成十三年千葉県内水面漁場管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号ただし書中「次に掲げる」を「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、同号イ及びロを削る。

第十一条第四項第二号中「千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第二十二条第一項、第三十四条第一項又は第四十三条第一項」を「同法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第二百二条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に千葉県内水面漁場管理委員会行政文書管理規程(以下「規程」という。)第二条第三号に規定する職員(以下「職員」という。)が職務上作成した同号に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして千葉県内水面漁場管理委員会が保有しているもの(改正前の規程第二条第三号に掲げるものに限る。)は、改正後の規程第二条第三号に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報保護の保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号)

附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があった改正前の規程第二条第三号に規定する行政文書を含む規程第十条の二第一項に規定する簿冊等については、改正後の規程第十一条第四項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報に関する規程を廃止する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 粕谷 清

千葉県内水面漁場管理委員会告示第五号

千葉県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報に関する規程を廃止する告示

千葉県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報に関する規程(平成五年千葉県内水面漁場管理委員会告示第三号)は、廃止する。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八